

平成 28 年度

無線システム普及支援事業費等補助金
(受信機器購入等対策事業費補助事業)

公 募 要 領

本公募は、できるだけ早く事業者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成 28 年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

目 次

	頁
1 事業の目的・補助対象事業について	2
2 採択決定後の措置について	4
3 評価の内容について	5

【参考資料】

自社調達又は 100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

(別添)

応募書類の提出等について

1 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

地上テレビジョン放送のデジタル化については、平成 23 年 7 月（岩手県、宮城県及び福島県は平成 24 年 3 月）のアナログ放送終了後も引き続き実施されていた地デジ難視対策衛星放送による暫定的難視聴解消事業やケーブルテレビ事業者が実施するデジアナ変換サービスによるデジタル放送受信のための措置が平成 27 年 3 月に終了し、デジタル化への完全移行が行われたところです。

その間、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難となる者に対しては、簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）の無償給付等、デジタル放送の視聴に必要な環境整備を通じて支援を実施してきました。

本事業は、当該支援により給付したチューナー等の適正管理及び支援を行った方々へのアフターケア等を行うために実施するものです。

(2) 補助対象事業

「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号。以下「交付要綱」という。）」に基づく受信機器購入等対策事業費補助事業（※）であって、次に示す全ての事業を行う事業が補助対象となります。

- ① 過去の受信機器購入等対策事業によって行われた支援に関する相談対応、アフターケアに関する業務
- ② 過去の受信機器購入等対策事業によって給付したチューナー等及び在庫チューナーの適正管理に関する業務（平成 28 年 8 月末日まで）
- ③ 過去の受信機器購入等対策事業の支援業務及び支援実績に関するデータ類の整理・保存に関する業務
- ④ 総合通信局等、放送事業者、地方公共団体など関係機関、団体との連携に関する業務
- ⑤ 上記①から④までの業務を行うための拠点の整備、運営に関する業務

※ 受信機器購入等対策事業費補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他関係法令に基づく補助金交付手続を行うこととなります。そのため、応募者は当該交付手続に関する規程類を設けていただくこととなります。

(3) 事業規模

118,035 千円

(4) 補助率

定額

(5) 補助事業の期間

交付決定日から平成 29 年 3 月 31 日までとします。ただし、効果的な周知を図ること等により、平成 29 年 3 月 31 日より早期に上記(2)に掲げる全ての事業の終了が可能となる

計画を有する場合は、上記の事業期間より早期に終了することとなる期間（ただし、終期は平成 28 年 9 月 30 日以降に限ります。）を設定することを妨げません。

(6) 補助金の交付の対象となる経費

- ・以下に具体的な経費の費目を示します。
- ・各経費の単価等については、応募者における各種規定類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- ・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

表

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
事務費	受信機器購入等対策事業費補助事業に附帯して必要な最低限の事務費

※ 本事業に係る事務については、処理件数として過去に支援を実施した約 120 万世帯からの、一月あたり約 1000 件程度の問合せ対応、7 万台程度の在庫チューナーの管理が想定されています。処理件数に見合う 1 件当たりの処理単価、人件費等の積算を作成してください。

(7) 事業実施に当たっての留意事項

① 過去の受信機器購入等対策事業の支援実績データの承継について

過去に受信機器購入等対策事業（平成 21 年度から平成 27 年度まで）によって行われた支援実績データについては、当該事業を実施した事業者との間において必要な約定等を適切に規定した上で承継を受けること。

② 個人情報の管理について

本事業の支援対象者は生活保護受給世帯等であり、個人情報の取扱いに特段の注意が必要なことから、個人情報の管理体制は適切に整備してください。具体的には、以下のとおりとします。

- ・秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規程を整備すること。
- ・管理者が常に明確であり、定期的な部内チェック等を行うこと。
- ・支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと。
- ・プライバシーマーク[※]を取得するか、これに準ずる体制を備えること。
- ・保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、当該保有個人情報の復元及び判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと。

※ プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。詳細は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク事務局サイト／プライバシーマーク制度ページ (<http://privacymark.jp/>) 等をご覧ください。

③ 支援実施後の対応について

- ・支援を受けた者からの問い合わせに対応し、適切なアフターケアを行ってください。
- ・過去の支援において受給者が給付を受けたチューナーが、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄されることがないよう適正に管理してください。
- ・支援対象者から給付したチューナーの返還希望があった場合に、対応できる体制を整えてください。

④ 他施策との連携について

本事業の目的が確実に遂行できるように、福島原発避難区域等における地上デジタル放送視聴環境整備事業との連携は十分にとってください。

⑤ 過去の支援業務及び支援実績に関するデータ類の整理・保存について

事業完了後、過去の支援実績等が総務省において参照可能な形式で整理・保存を実施してください。

2 採択決定後の措置について

(1) 応募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の評価の結果、交付要綱に基づく審査及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、予算成立ののち速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本提案により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご注意ください。

(2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定等に係る現地調査等）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした提案をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得た上で、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

なお、自社調達及び100%子会社等から調達を行う場合には、利益排除が行われていることが必要です【参考資料参照】。

(3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただく、又はインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承願います。

(4) その他

- ・補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了（発注から支払まで）するものに限られます。
- ・補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。
- ・補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者には帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。
- ・本補助事業の一部を外部に委託又は請負する場合には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の趣旨を踏まえた契約をお願いします。
- ・本補助事業の一部を外部に委託又は請負させた場合は、交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託又は請負に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。なお、二重補助（例：同一の者が多重契約を締結し、1の事象について多重補助を受けるなど）は認めません。

3 評価の内容について

① 基本的事項

ア 補助事業者としての適格性

本事業の実施機関として適格な法人（法人の連携主体を含む。）であるか。

② 実施体制

イ 補助事業の実施体制

本事業を全国で実施するための人材や組織体制があり、かつ、できるだけ早期に事業の着手が可能であるか。

ウ 補助事業の連携体制

関係機関・団体との連携体制を確保できるか。

エ コンプライアンス・個人情報の管理体制
適切な管理体制が整備されているか。

③ 事業計画

オ 事業計画の具体性・実現性等
事業計画の内容が妥当なものであるか。

④ 財務・経理

カ 財務状況
本事業を実施するための財政的基礎があるか。

キ 資金管理・監査
補助金を適切に管理できる体制を備えているか。

ク 補助対象経費の妥当性
補助対象経費等の内容が、合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

【参考資料】 自社調達又は 100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

(1) 補助事業者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- ① 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- ② カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記(2) 100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

(2) 100%子会社等から調達を行う場合

補助事業者が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。

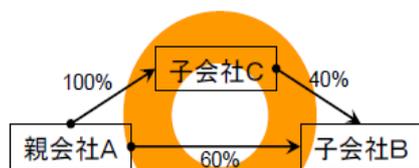
<利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告(損益計算書)における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等(決算書上の利益が赤字若しくは0の場合)の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値(XX%)とする。

※③の場合は、年度毎に(年度末中間)実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用する。

<100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



$$【Bに対するAの出資率】 = 60\% + 100\% \times 40\% = 100\%$$



$$【Bに対するAの出資率】 = 60\% + 80\% \times 40\% = 92\%$$

(3) 留意事項

- ① 期間中の変更について
期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更する。
- ② 一般競争入札による調達の場合
100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。
- ③ 一般競争入札以外の方法による調達の場合
 - (i) 相見積もりをとらない場合
利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。
 - (ii) 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合
100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第 1

平成 年 月 日

総務大臣 殿

提案者 法人の住所、氏名及び
その代表者の氏名

印

**平成 28 年度無線システム普及支援事業費等補助金
(受信機器購入等対策事業費補助事業) の応募について**

平成 28 年度無線システム普及支援事業費等補助金 (受信機器購入等対策事業費補助事業)
について、下記のとおり応募します。

記

1 応募事業名

2 補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金交付申請額 円

3 事業完了予定日

完了予定日 平成 年 月 日

事業計画書

1 応募者の概要

企業・団体名	
所在地	
設立年月日	
代表者の役職 及び氏名	
人員	人
現在の活動内容	

2 事業内容等

事業の名称
事業の概要
応募の背景・事業の目的
事業の実施体制
関係機関・団体との連携体制
コンプライアンス・個人情報の管理体制

事業の実施内容

※ 評価事項のうち特に「③ 事業計画」について留意しながら記載すること。

経費配分書

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
受信機器購入等 対策事業費補助 事業	事務費		

補助対象経費額内訳書

受信機器購入等対策事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
事務費		

事業実施計画（スケジュール）

本事業の開始から平成28年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載してください。

事業内容	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月

(別添)

応募書類の提出等について

受信機器購入等対策事業費補助事業への応募については、次のとおりとさせていただきます。

(1) 受付期間

平成 28 年 1 月 21 日 (木) ～平成 28 年 2 月 10 日 (水) 17 時必着

(2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本 1 部、副本 1 部（正本をコピーしたもの）の計 2 部を、上記期間までに総務省情報流通行政局地上放送課まで提出してください。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 11 階

総務省 情報流通行政局地上放送課

電話：(代表) 03-5253-5111、(直通) 03-5253-5792

(4) 提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成 28 年度中に支出される経費を記載してください。
- ② 提出に際しては、本応募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさは A 4 判、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。記載はワープロ打ち、フォントは 10 ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各 1 部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。
- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

(全事業共通)

提出書類	書類名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	別紙1
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙2-1
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙2-2
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画 (スケジュール)	別紙3
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要が分かるもの (パンフレットなど) <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書 (3年分) <input type="checkbox"/> 個人情報保護管理体制に関する規程 <input type="checkbox"/> その他審査の内容を満たすことを証する書類 (任意)	

(注) 提出書類及び添付資料は、正・副各1部を提出してください。

(5) 採否の通知等

審査結果 (採択又は不採択) の決定後、地上放送課から速やかに通知します。

※採択された事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 公募スケジュール (予定)

2月10日 (水)

公募受付期間

2月中旬

公募評価会

3月中旬～

採択決定